

廃プラスチック焼却に関わる区長会決定に対する当面の方針

2006.6.2 東京清掃労働組合

第1回中央委員会

はじめに

2006年(平成18年)4月14日、区長会は、「サーマルリサイクルの実施に伴うモデル区の選定と実施について」を決め、4月17日には23特別区共同のプレス発表を行った。この区長会の決定は「廃プラスチック等のサーマルリサイクル」と表現しているものの、具体的にはこれまでの分別収集をやめてプラスチックも燃してしまう混合収集に移行しようというものである。

このことは私たち清掃労働者にとって極めて重大な意味をもっている。即ち、廃プラスチックの混合収集、焼却実施は、ごみの発生抑制、再使用、再生利用という資源循環型廃棄物行政の確立という清掃事業の根幹にも関わり、区職員となった私たちにとって23区における清掃事業のあり方や作業形態そのものを大きく変更することに繋がるものだからである。

そして、この区長会の決定は、これまで30年以上にわたり住民の理解と協力を得て行われてきた分別収集の持つ意味をも否定しかねないものでもある。「混ぜればごみ、別ければ資源」の標語に象徴されるように、いわば一つの文化として行政と住民がともに協力し合って取り組んできたものでもある。小学生を対象とする清掃施設見学も環境教育を目的として行われてきたものであり、現在は保育園にも拡大して展開している関係者の努力を無にしかねないものである。

ごみ問題の解決には、行政と住民そして生産者である企業の三者がそれぞれに協力し合い、それぞれがそれぞれの責任を果たすことの必要が言われてきた。そのために廃棄物行政に関わる施策については、広く公にしたうえでパブリックコメントを求めつつ寄せられた意見等を踏まえて具体的な施策が決められている。これは東京都においても国においても同様である。しかし、区長会の今回の決定は、この点からも極めて問題であると言わざるを得ない。

また、ザル法とも言われさまざまな批判がある容器包装リサイクル法ではあるが、評価すべき点はある。しかし、今回の区長会決定はその容器包装リサイクル法の利点、法の精神そのものを否定しかねないものである。

以下、以上の点から区長会が決めた方針を検討し、その根拠としている東京都などの考え方を整理するとともに、区民や市民団体、区議会議員等の方々に対する、私たち清掃事業を担う者としてのわが組合の責任として基本的な方針、具体的な対応について以下のとおり明らかにする。

1. 区長会の決めたこと

現在、23区は、「廃プラスチックは資源として回収されるものを除き不燃ごみとして収

集されている。区収集の不燃ごみ中の廃プラスチック重量は約 27 万トン、構成比で約 51.98%を占めており、ほとんどが埋立処分されている」。また、「区収集の可燃ごみ中にも、約 8 万トン、構成比で約 4.65%の廃プラスチックが混入しており、清掃工場で焼却処理されている」との現状にある。

こうした下で区長会は、2004 年(平成 16 年)10 月に「最終処分場の延命及び資源の有効活用の観点から、マテリアルリサイクルを進める一方で最終処分場の埋立に占める割合の高い廃プラスチックについては、埋め立てるのではなく、熱エネルギーとして回収するサーマルリサイクルを実施する方向を生かして検討する」とした。そして、2005 年(平成 17 年)10 月 14 日、廃プラスチックのサーマルリサイクルの基本を決定し、今回の具体的な実施案となった。

区長会が決めた具体的な内容は、①モデル収集実施区は当面、品川、大田、杉並、足立の 4 区とする、②各モデル収集実施区における「廃プラスチック混合可燃ごみ」の収集対象エリアの設定、及びその開始時期は当該区の判断で決定する、③モデル実施に伴う「廃プラスチック混合可燃ごみ」のモデル区以外への工場搬入については、23 区が協同して対処する、④清掃一部事務組合は、モデル収集実施区が「廃プラスチック混合可燃ごみ」を搬入する全ての清掃工場で、サーマルリサイクルの影響や効果を調査するなど、本格実施に向け、作業計画の策定、並びに清掃工場における実証確認等の基礎データを得る必要があるため、平成 18 年度中に、複数の区においてモデル収集及び処理を実施する——である。

以上の区長会の動きは、以下に記すように、2004 年(平成 16 年)5 月に東京都廃棄物審議会が、「廃プラスチックの発生抑制とリサイクルの促進について」を答申したことを受けて検討が進められたものである。

2. 東京都廃棄物審議会の考え方と検討状況

現在、東京都廃棄物審議会は、東京都廃棄物処理計画の改定作業を行っており、今年(2006 年)2 月、「中間のまとめ」を明らかにし、パブリックコメントを求めた。

「中間のまとめ」では「新たな計画において、重点的に取り組むべき課題は、以下の 6 つである。」として、「埋立処分に依存しているプラスチック廃棄物」をその一つに挙げている。

この中では、「平成 16 年度の当審議会答申では、プラスチック廃棄物は貴重な資源であり『埋立不適物』であるとの方向を示した。答申を受けて、様々な検討や取組が進められてきているが、依然として、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、プラスチック廃棄物の多くが埋立処分されている。また、国際的な資源循環の動きが活発化する中で、使用済みプラスチック類の海外への輸出も増加しているが、適正な再生利用がなされていないおそれも指摘されている。今後計画期間の 5 年間に、可能な限りプラスチック廃棄物の発生抑制を促進するとともに、埋立処分

量をゼロにすることを目指して、国内における適正なリサイクルルールの構築を進めていく必要がある。」としている。

また、一般廃棄物のリサイクル促進のうちプラスチック廃棄物については、「家庭から排出されるプラスチック廃棄物については、更なるリサイクルの取組が求められる。平成 16 年 5 月の当審議会答申のとおり、プラスチック廃棄物のうち、再資源化しやすく、分別や異物の除去等が容易なものについては、マテリアルリサイクルを一層徹底すべきである。また、資源の保全、環境への負荷、経済性の面でマテリアルリサイクルに適さない場合には、清掃工場における発電や冷暖房用の熱源等に活用する取組(サーマルリサイクル)を進めていくべきである。東京都は、区市町村の取組がさらに進展するよう、必要な支援を行っていくべきである。また、ごみの分別収集区分について、国における検討状況等も踏まえ、必要な情報を区市町村に提供していくべきである。」と、方向性を示している。

一方、「健全な発展が求められる廃棄物処理・リサイクルビジネス」も主要課題の一つとして挙げており、「廃棄物の適正処理を徹底し、リサイクルを促進するためには、その処理に関わる廃棄物・リサイクル関連ビジネスが、社会から十分な理解や評価を受けて、健全に成長していくことが不可欠である。これらのビジネスが中長期的に発展していけるよう、今後計画期間 5 年間の施策を進めていく必要がある。」としている。

さらに、埋立処分について、「東京都は、区部における埋立処分場の管理者でもあり、処分場の効率的な維持管理に努めていく必要がある。また、今後東京港内に埋立処分を確保することは不可能であることから、限りある容量をいかに有効に活用すべきかについて、中長期的視点に立った検討をしていく必要がある。」との認識を示している。

以上を要約すれば、東京都廃棄物審議会の廃プラの考え方は、①依然として、プラスチック廃棄物の多くが埋立処分され、②海外への輸出も増加し、適正な再生利用がなされていないおそれもある、③可能な限りプラスチック廃棄物の発生抑制を促進し、④埋立処分量をゼロにし、⑤国内における適正なリサイクルルールの構築を進める⑥マテリアルリサイクルに適さない場合は、発電や冷暖房用の熱源等に活用する取組(サーマルリサイクル)を進めていくべき、⑥分別収集区分について、国における検討状況等も踏まえ、必要な情報を区市町村に提供していくべき、⑦廃棄物・リサイクル関連ビジネスが、中長期的に発展していけるよう、今後施策を進めていく⑧埋立処分場は中長期的視点に立った検討を——となる。

3. 区長会決定と東京都廃棄物審議会の示す方向性との相違及び問題点

今回の区長会決定は都の対応に基づいて検討された結果のようではあるが、以下の点について違いがあるととも問題として指摘せざるを得ない。

- (1) 区長会が決定した内容は、わが組合と交渉すべき事項である。別途、都労委に区長会の不当労働行為に対して救済申立を行っているが、廃プラを可燃ごみとする作業計画策定に向けて、ごみ量の算出や搬入枠、積載基準を示し、「サーマルリサイクル室」なる名称で各区に計画策定を求めているのである。先ず第一に区長会との交渉を求めていく必要がある。
- (2) 区長会決定は非民主的な決定手続きの典型である。今回の問題の本質は、廃棄物行政の政策の確立をいかにすすめるかが問われているのである。生産者(企業)、消費者(区民)、行政(特別区)の三者がそれぞれの立場で責任を果たすのではなく、行政(特別区)が上位下達でことをなそうとするものである。
- (3) 分別収集が行政と住民による協同作業であることへの配慮を全くしていない。言うまでもなく、収集作業は出されたごみをただ単に収集しているだけではない。区民との直接の会話を通じてごみ処理の理解を得て行っている。こうした関係を、区長会決定は断ち切るものである。
- (4) 今回の区長会決定は、廃プラ焼却優先方針となっている。廃プラの適正なリサイクルルールの構築やマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル(この点は、都廃棄物審議会も極めて不十分である)など更なるリサイクルの推進の考え方を同時に明らかにすべきである
- (5) 中野区・杉並区では、一部の地域で廃プラスチックの資源回収としてのモデル実施を住民の十分な理解と協力の上に行っている。これらの各区における容器包装リサイクル法の「その他プラ」に対する取り組みを否定するものである。
- (6) 廃プラスチックを可燃ごみとして扱うとの変更は、これまで徹底的なごみの分別を行うことによりごみ量の減量が実現されてきた事実を根底から覆すことになる。区長会決定は現在資源として活用されている廃プラについても可燃ごみにしてしまう可能性が高い。
- (7) 「最終処分場の埋立に占める割合の高い廃プラスチックについては、埋め立てるのではなく、熱エネルギーとして回収する」ことを一概に否定するものではない。廃プラ焼却には様々な問題が予想され指摘されており、十分な実験や試行及び検証が必要である。一方、廃プラの埋め立てについても、埋立地からの浸出水分析結果や地下水汚染の実態などが明らかにされており、全く問題がないわけではない。これらの点については議論の余地はあると考えられるが、今回の区長会決定は余りにも乱暴なものである。

4. 区長会決定に対するわが組合の考え方

廃プラを焼却するとの区長会決定に対し、わが組合は以下のとおりに考え方をまとめた。

- (1) 分別収集をやめて混合収集に方針を変更するものである。

- (2) 再利用、再資源化を否定するものである。
- (3) 環境教育等を真っ向から否定し、これまでの関係者の努力を無にするものである。
- (4) 現場における区民と清掃労働者の共同作業を否定するものである。
- (5) 廃棄物処理の原則を否定し、清掃(廃棄物)行政は区民と行政、企業の共同責任で実現することを否定するものである。
- (6) 今年度のモデル実施をする区と実施しない区の住民や清掃労働者の混乱を全く考慮していないものである。
- (7) 「工場は本当に大丈夫なのか？」に答えるのは清掃一組当局だけではない。23 特別区が事業主体として答えるべきであり、区長会や各区がパブリックコメントを行うべきものである。

5. 廃プラに関わる区長会方針に対するわが組合の方針

以上のように今回の区長会決定は反対せざるをえないものである。今回の区長会決定に関しては以下の方針で臨むこととする。

- (1) あらためて区長会にはわが組合との正式な交渉を求める。現在、事業関係の統一交渉については都労委に提訴している。短期間で統一交渉を実現することの困難も予想されることから、区長会で決めた事項や統一基準として示されている共通事項については各区段階での交渉においても本部が交渉を行うこととする。区長会決定は、可燃・不燃ごみの積載基準及び作業能率など作業計画の変更になる。こうした労働条件の変更につながる廃プラサーマルは労使間の十分な議論がないまま、一方的に区長会から示されたことは認められない。
- (2) モデル収集を実施する4区及び一組については具体的な作業方法等について協議が進められている。早急に具体的な交渉課題についてモデル実施に向けた考え方を把握し、当該支部と整理し連携して取り組む。
- (3) 区長会決定は、多くの住民に理解を得ているとは言えず、住民との合意形成を最重要課題として掲げている以上、モデル実施といえども各区の一般廃棄物処理計画の問題もあり、住民の合意が得られることを前提に進めるよう求める。
- (4) 区長会決定は、ふれあい環境指導など長年にわたって住民との協力関係のもとで培ってきたシステムを根本的に否定しかねず、清掃事業の基本的なあり方を変更するものであり、あらためて清掃事業のあり方についての考え方を求める。
- (5) 多くの住民団体や、23 区にまたがる多くの区議による、廃プラスチックの焼却処分や焼却による熱回収について反対する意思表示や陳情が続いている。わが組合の議員懇談会に参加している多くのメンバーが、「廃プラスチック焼却計画の撤回を求める23 区民・区議会議員による要望書」に名を連ねている。このことを重視し、早急に議員懇談会を開催するとともに連携・協力して取り組むこととする。

以上